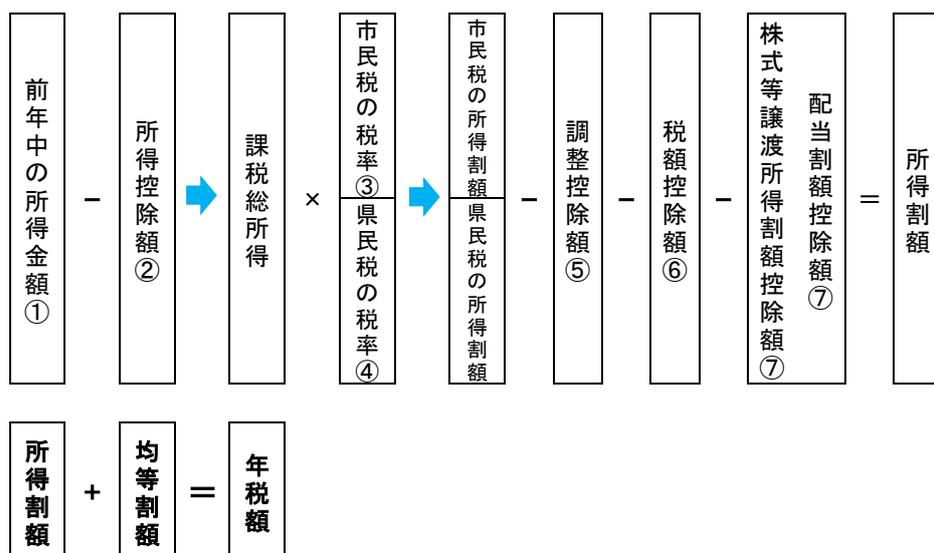


税額の計算方法



①所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額または特定支出控除額＝給与所得の金額
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
一時所得	生命保険の満期一時金、懸賞の賞金品など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の1と2の合計額 1. 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 2. 1を除く雑所得の収入金額－必要経費

②所得控除

納税義務者の担税力に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、また、そのほか家財が災害にあったとか、家族に大病があったなどの個人的な事情も考慮して総所得金額から一定金額の控除を行い、担税力の差異による負担の不均衡を調整するものをいいます。

控除の種類	控除金額の計算方法				
雑損控除 (災害、盗難などにより資産に損害を受けた場合)	(実質損失額-総所得金額の10%)または、(災害関連支出-5万円)のいずれか多い額				
医療費控除	医療費の実質負担額-総所得金額等の5%または10万円のいずれか低い額(最高200万円)				
社会保険料控除	健康保険、厚生年金、国民年金、介護保険等の支払金額				
小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金の金額				
生命保険料控除	<p>控除額 = $\left(\begin{array}{l} \text{支払った一般生命} \\ \text{保険料の合計額を} \\ \text{(限度額7万円、} \\ \text{下記のアからエに} \\ \text{当てはめて得た} \\ \text{金額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{支払った介護医療} \\ \text{保険料の合計額を} \\ \text{下記のアからエに} \\ \text{当てはめて得た} \\ \text{金額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{支払った個人年金} \\ \text{保険料の合計額を} \\ \text{下記のアからエに} \\ \text{当てはめて得た} \\ \text{金額} \end{array} \right)$</p> <p>それぞれの保険料控除の適用限度額は、28,000円です。ただし、旧契約については、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額はそれぞれ35,000円です。</p> <p>新契約(平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等)</p> <p>ア、12,000円まで 全額 イ、12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2 + 6,000円 ウ、32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4 +14,000円 エ、56,000円を超える場合 28,000円</p> <p>旧契約(平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等)</p> <p>ア、15,000円まで 全額 イ、15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2 + 7,500円 ウ、40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4 +17,500円 エ、70,000円を超える場合 35,000円</p>				
地震保険料控除	<p>控除額 = $\left(\begin{array}{l} \text{支払った地震保険料の} \\ \text{合計額を下記のア、イに} \\ \text{当てはめて得た金額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{支払った旧長期損害保険料の} \\ \text{合計額を下記のアからオに} \\ \text{当てはめて得た金額} \end{array} \right)$</p> <p>ア、50,000円まで 支払保険料×1/2 イ、50,000円を超える場合 25,000円 ウ、5,000円まで 全額 エ、5,000円を超え15,000円まで 支払保険料×1/2 + 2,500円 オ、15,000円を超える場合 10,000円</p>				
障害者控除	26万円 (特別障害[身体1・2級、療育A、精神1級]者の場合は30万円) 同居特別障害者である扶養親族の場合は、23万円加算します。				
寡婦 寡夫 勤労学生 控除	各26万円 $\left(\begin{array}{l} \text{寡婦で扶養親族である子を有し、かつ} \\ \text{総所得金額等の合計額が500万円以下} \\ \text{の場合(特別寡婦)は30万円} \end{array} \right)$				
		納税義務者の合計所得			※ 納税義務者の合計所得(繰越損失控除前)が1,000万円超の場合は適用不可。
	配偶者の合計所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円以下 1,000万円以下	
配偶者控除	38万円以下(一般)	33万円	22万円	11万円	
	38万円以下(老人)	38万円	26万円	13万円	※ 70歳以上
配偶者特別控除	380,001円~850,000円	33万円	22万円	11万円	
	850,001円~900,000円	33万円	22万円	11万円	
	900,001円~950,000円	31万円	21万円	11万円	
	950,001円~1,000,000円	26万円	18万円	9万円	
	1,000,001円~1,050,000円	21万円	14万円	7万円	
	1,050,001円~1,100,000円	16万円	11万円	6万円	
	1,100,001円~1,150,000円	11万円	8万円	4万円	
	1,150,001円~1,200,000円	6万円	4万円	2万円	

	1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円	
扶養控除 (合計所得が38万円以下で納税者と生計を一にする親族)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 特定(19歳以上23歳未満)扶養親族の場合 ・扶養親族1人につき 45万円 2. 老人(70歳以上)扶養親族の場合 ・扶養親族1人につき 38万円 3. 同居老親(70歳以上)等扶養親族の場合 ・扶養親族1人につき 45万円 4. 一般(16歳以上で上記以外)の扶養親族の場合 ・扶養親族1人につき 33万円 				
基礎控除	33万円				

③④税率

所得割			
市民税		県民税	
課税総所得	税率	課税総所得	税率
一律	6%	一律	4%

均等割	
市民税	県民税
3,500円	2,000円

⑤調整控除

・課税総所得200万円以下の人

次の1と2のいずれか小さい額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額

1. 下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
2. 課税総所得金額

・課税総所得200万円超の人

次の1の金額から2の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額

1. 下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
2. 課税総所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	10万円		特定	18万円
寡婦控除	一般	1万円		老人	10万円
	特別	5万円		同居老親	13万円
寡夫控除		1万円	同居特別障害者加算		12万円
勤労学生控除		1万円	配偶者控除	38万円超40万円未満	5万円
配偶者控除	一般	5万円		40万円以上45万円未満	3万円
		老人	10万円	基礎控除	

⑥税額控除

・住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から33年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、

1から2を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額

(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に市民税3/5・県民税2/5の割合を乗じた額。

ただし、平成26年から平成33年までに入居した場合(消費税率が8%の場合に限る)には、前年分の所得税に係る課税総所得金額等の「100分の5」を「100分の7」として、また、限度額「97,500円」を「136,500円」として計算する。

1. 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または、平成19年・20年の居住年に係る住宅借入金等の金額がある場合は、当該金額がなかったものとして計算した金額)
2. 前年分の所得税額(住宅借入金等特別控除適用前の金額)

・配当控除

種類		課税総所得金額	市民税	県民税
利益の配当等		1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
		1,000万円超の部分	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	1,000万円以下の部分	0.8%	0.6%
		1,000万円超の部分	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%
		1,000万円超の部分	0.2%	0.15%

・寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

- 1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金
- 2 住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県または市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2,000円を超える場合、その超える金額に次表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は2/5、市民税は3/5に相当する金額をさらに加算した金額(所得割額の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)※平成27年分からは20%

課税総所得金額から人的控除差調整額(*)を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	49.16%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

* 調整控除⑤の欄に掲げる表の金額と同じ

⑦配当割額または株式等譲渡所得割額控除

配当割額または株式等譲渡所得割額(市民税3/5・県民税2/5)
控除しきれない金額がある場合、税額に充当または還付します。

◆課税の特例

◇退職所得の特例

退職所得に対する市・県民税は、所得税と同様に他の所得と区別して、退職金等の支払いの際に、納めていただきます。

税額 = (退職金等の額 - 退職所得控除額) × 1/2 × 税率

勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得については、2分の1課税は廃止となりました。

* 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 ※80万円に満たないときは80万円
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

◇土地建物の譲渡所得の特例

土地や建物を売った場合、給与所得などの一般の所得とは区別し、税額を計算します。

課税譲渡所得金額 = 譲渡価格 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 *

	課税標準額	市民税	県民税	
課税長期譲渡所得金額	一般の譲渡	3.0%	2.0%	
	優良住宅地等に係る譲渡	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
	居住用財産の譲渡	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		6,000万円超の部分	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	国または地方公共団体等に対する土地等の譲渡	3.0%	2.0%	
	上記以外の譲渡	5.4%	3.6%	

長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日における所有期間が5年を超える土地建物の譲渡所得
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日における所有期間が5年以下の土地建物の譲渡所得

* 特別控除額

譲渡の内容	特別控除額
収用等による譲渡	5,000万円
居住用財産の譲渡	3,000万円
特定土地区画整理事業等の譲渡	2,000万円
特定住宅造成事業等の譲渡	1,500万円
農地保有の合理化等による譲渡	800万円

◇株式等に係る譲渡所得の特例

株式等を譲渡した場合、給与所得などの一般の所得とは区別し、税額を計算します。

課税譲渡所得金額＝譲渡価格－(取得費+譲渡費用+借入金利息等)

市民税	県民税
3.0%	2.0%

◇先物取引等に係る雑所得の特例

先物取引による事業所得及び雑所得については、給与所得などの一般の所得とは区別し、税額を計算します。

市民税	県民税
3.0%	2.0%